

**(乗車定員又は最大積載量)**

1. 自動車は、乗車定員又は【最大積載量】について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の【技術基準】に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

**(用語の定義)**

2. 【審査時車両】状態とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車とを連結した状態）をいう。

**(長さ、幅及び高さ)**

3. 自動車は、長さ（セミトレーラにあっては【連結装置中心】から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【12】m（セミトレーラのうち自動車検査証備考欄に「保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合」と記載されているものにあつては、13m）、幅【2.5】m、高さ【3.8】mを超えてはならない。

**(最低地上高)**

4. 自動車の地上高（全面）は、【9】cm以上であること。ただし、自動車の構造及び保安上重要な装置を保護するための機能を有するアンダーカバー部分においては、当該部位の地上高は、【5】cm以上であること。

**(軸重等)**

5. 自動車の軸重は、【10】t（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては11.5t）を超えてはならない。
6. 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8m未満である場合にあっては【18】t（その軸距が1.3m以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合にあっては、【19】t）、1.8m以上である場合にあっては【20】tを超えてはならない。

**(最小回転半径)**

7. 自動車（牽引自動車と被牽引自動車は連結した状態）の最小回転半径は、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

**(接地部及び接地圧)**

8. 空気入ゴムタイヤ又は接地部の厚さ25mm以上の固形ゴムタイヤについては、その接地圧は、タイヤの接地部の幅1cmあたり【200】kgを超えてはならない。

**(速度抑制装置)**

9. 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上のものに備える速度抑制装置は、自動車が【90】km/hを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

**(走行装置)**

10. 普通乗用自動車の空気入ゴムタイヤの滑り止め溝の深さは、当該溝のいずれの部分においても【1.6】mm以上、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【0.8】mm以上であること。

### (かじ取装置)

11. 四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量は、走行【1】mについて【5】mmを超えてはならない。

### (制動装置)

12. 自動車の制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した場合、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

◎ブレーキ・テストの指示がkgfの場合

項目			基準
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	【8】%以下
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	【8】%以下
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	【10】%以上
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の値	【50】%以上 ※【40】%以上
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			【20】%以上

◎ブレーキ・テストの指示がNの場合

項目			基準
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	【0.78】N/kg以下
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	【0.78】N/kg以下
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	【0.98】N/kg以上
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の値	【4.90】N/kg以上 ※【3.92】N/kg以上
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			【1.96】N/kg以上

※ブレーキ・テストのローラが濡れている場合

### (車枠及び車体)

13. 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側に突出していないこと。

### (車体表示)

14. 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、【最大積載容積】及び【積載物品名】）を表示しなければならない。

### (巻込防止装置)

15. 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が【8】t以上の普通自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く）の両側面には、基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。

16. 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上【450】mm以下、その上縁の高さが地上【650】mm以上となるように取付けられていること。

### (運転者席)

17. 専ら乗用の用に供する右ハンドルの自動車であって乗車定員【10】人以下のもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が【3.5】t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

- (1) 当該自動車の前面から【2】mの距離にある鉛直面
- (2) 当該自動車の前面から【2.3】mの距離にある鉛直面
- (3) 自動車の左側面から【0.9】mの距離にある鉛直面
- (4) 自動車の右側面から【0.7】mの距離にある鉛直面

18. 貨物自動車の運転者席については、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有する必要があるが、最大積載量が【500】kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。

### (乗降口)

19. 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち1個は、【右側面】以外の面に設けなければならない。

### (非常口)

20. 幼児専用車及び乗車定員【30】人以上の自動車（緊急自動車を除く）には、設置位置、大きさ等に関し告示で定める基準に適合する非常口を設けなければならない。

### (物品積載装置)

21. 荷台が傾斜する専ら砂利、土砂の運搬に用いる普通貨物自動車（さし枠は有さないものとする）は、当該自動車の【最大積載量】を当該荷台の容積（【0.1】m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする）で除した値が【1.5】t/m<sup>3</sup>以上であること。

### (窓ガラス)

22. 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び牽引自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスの可視光線透過率は【70】%以上であること（運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に限る）。

### (窓ガラス貼付物等)

23. 乗車定員5名の乗用自動車の前面ガラス上縁部分であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長【20】%以内の範囲に貼り付けられているドライブレコーダーの前方用カメラは保安基準に適合する。

24. 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から【100】mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近の窓ガラス開口部の後縁から【125】mm以内となるように貼付又は刻印されたものは、窓ガラス貼付物等の基準に適合する。

**(近接排気騒音)**

25. 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、近接排気騒音の値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造であること〔平成28年1月1日製作〕。

自動車の種別		騒音の大きさ (dB)
大型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	車両総重量が【3.5】tを超え、原動機の最高出力が【150】kWを超えるもの	【99】
	車両総重量が【3.5】tを超え、原動機の最高出力が【150】kW以下のもの	【98】
	車両総重量が【3.5】t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	【96】
側車付二輪自動車		【94】

**(近接排気騒音の測定方法・絶対値規制適用時)**

26. 使用する騒音計の周波数補正回路の特性は、【A】特性とする。

27. 使用する騒音計のマイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と、外側後方【45】±10°に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で、排気管の開口部の中心から【0.5】±0.025m離れた位置で、かつ、排気管の開口部の中心の高さの±0.025mの位置とする。

28. 近接排気騒音の測定は、原動機を最高出力時の回転数の【75】%の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

29. 近接排気騒音の測定値の取扱いでは、自動車騒音の大きさの測定は【2】回行い、【1】dB未満は切り捨てるものとする。【2】回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。

**(近接排気騒音の測定方法・相対値規制適用時)**

30. 原動機を次表の区分に応じた回転数±5%の回転数に1秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く）により行う。

区分	原動機回転数
①原動機の最高出力時の回転数が毎分【7500】回転以上の自動車	最高出力時の回転数の【50】%の回転数
②二輪自動車及び側車付自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分【5000】回転を超えるもの	
③二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分【5000】回転を超え【7500】回転未満のもの	【3750】回転
④①から③以外の自動車	最高出力時の回転数の【75】%の回転数

### (消音器)

31. 【内燃】機関を原動機とする自動車が備える消音器は、次の基準に適合するものでなければならぬ。

- (1) 消音器の全部又は【一部】が取外されていないこと。
- (2) 消音器本体が【切断】されていないこと。
- (3) 消音器の内部にある【騒音低減機構】が除去されていないこと。
- (4) 消音器に破損又は【腐食】がないこと。
- (5) 消音器の【騒音低減機構】を容易に除去できる構造（【一酸化炭素等発散防止装置】と構造上一体となっている消音器であって、当該【一酸化炭素等発散防止装置】の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く）でないこと。

### (CO・HC規制)

32. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、アイドリング検査時における排出ガスの測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア. 2サイクルの原動機を備える自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く)	4.5%	7,800ppm
イ. 二輪自動車及び側車付二輪自動車	【0.5】%	【1,000】ppm
ウ. 4サイクルの原動機を備える軽自動車	【2.0】%	【500】ppm
エ. 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた 大型特殊自動車	1.0%	500ppm
オ. アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	【1.0】%	【300】ppm

### (光吸収係数規制)

33. 排出ガス識別記号が「LDF」となっている軽油を燃料とする自動車の無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定においては、規制値の光吸収係数を【0.50】 $m^{-1}$ 、閾値の光吸収係数を【0.40】 $m^{-1}$ に設定する。

34. 排出ガス識別記号が「KF」となっている軽油を燃料とする自動車の無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定においては黒煙汚染度の規制値が【25】%であるため、スクリーニング値の光吸収係数を0.80 $m^{-1}$ 、閾値の光吸収係数を【0.64】 $m^{-1}$ と設定する。

35. 軽油を燃料とする自動車の無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定においては、加速ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込みはじめてから【2】秒間持続した後、加速ペダルを放す。

### (ブローバイ・ガス還元装置)

36. 内燃機関を原動機とする自動車には、告示で定める基準に適合する【ブローバイ・ガス】還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう）を備えなければならない。

### (窒素酸化物排出自動車等の特例)

37. 「自動車から排出される【窒素酸化物】及び粒子状物質の【特定地域】における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）に規定する自動車は、告示で定める基準に適合するものでなければならない。

### (走行用前照灯)

38. 走行用前照灯の最高光度の合計は、【430,000】cdを超えないこと。

### (すれ違い用前照灯)

39. カットオフラインを有するすれ違い用前照灯（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く）であって、照明部の中心の高さが1m以下のものを前照灯試験機（すれ違い用）を用いて計測した場合の測定値の判定基準。

(1) エルボー点の位置は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【20】mm及び下方【150】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

(2) すれ違い用前照灯の光度は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【110】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方【230】mmの直線が交わる位置において、1灯につき【6,400】cd以上であること。

40. 四輪の普通乗用自動車に備えられたカットオフラインを有するすれ違い用前照灯（照明部の中心の高さが1mを超えるもの）を前照灯試験機（すれ違い用）を用いて計測した場合、エルボー点の位置は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【70】mm及び下方【200】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

41. 二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに幅0.8m以下の自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯の数は【2】個であること。

### (前部雾灯)

42. 前部雾灯の灯光の色は、【白】色又は【淡黄】色であり、その全てが同一であること。また、同時に【3】個以上点灯しないように取付けられていること。

### (車幅灯)

43. 車幅灯は、夜間にその前方【300】mの距離から点灯が確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が【5】W以上【30】W以下で照明部の大きさが【15】cm<sup>2</sup>以上であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。

### (昼間走行灯)

44. 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く）の前面に備える昼間走行灯の数は、【2】個であること。

### (前部反射器)

45. 【被牽引】自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。また、その反射光の色は【白】色であること。

### (側方灯)

46. 長さ【6】mを超える普通自動車及び長さ【6】m以下の普通自動車である被牽引自動車及び被牽引自動車は、その両側面に、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

### (尾灯)

47. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上【2,100】mm以下、下縁の高さが地上【350】mm以上となるように取付けられていること。

### (大型後部反射器)

48. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が【7】t以上のものの後面には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

### (補助制動灯)

49. 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員【10】人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る）であって車両総重量【3.5】t以下のものの後面には補助制動灯を備えなければならない。

### (方向指示器)

50. 長さ6m以上の自動車に備える方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器は、方向の指示を表示する方向【100】mの位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が【15】W以上【60】W以下で照明部の大きさが【40】cm<sup>2</sup>以上であり、かつ、その機能が正常な方向指示器は、この基準に適合するものとする。

### (その他の灯火等の制限)

51. 自動車には、反射光の色が【赤】色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が【白】色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。

### (警音器)

52. 自動車に備える警音器の音の大きさは、自動車の前方【7】mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。

### (速度計)

53. 普通貨物自動車の速度計の指度について、速度を速度計試験機を用いて計測したところ、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の速度計試験機の指示は、【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあること。

### (消火器)

54. 乗車定員【11】人以上の自動車及び【幼児】専用車には、消火器を備えなければならない。

### (運行記録計)

55. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上のものには、運行記録計を備えなければならない。

### (道路維持作業用自動車)

56. 道路維持作業用自動車に備える灯火は【黄】色であって点滅式のものであり、【150】mの距離から点灯を確認できるものであること。

### (乗車定員)

57. 幼児用座席を備える幼児専用車の乗車定員は、幼児用座席に乗車する小人定員を【1.5】で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。